

(2) 文化活動への参加の支援

様々な文化活動を展開している市民活動団体への障がいのある人の参加を支援するため、旭川市障害者福祉センターおびつたにおいて情報を提供します。

(3) 作品展等の発表機会の確保等

障がいや障がいのある人への理解と関心を高めるため、多くの市民が集まる場所で障がいのある人の作品展等を開催できるよう支援するとともに、イベント情報の広報に努めます。

第3節 安心して暮らすためのバリアフリー社会の実現

I 生活環境

1 住環境の整備

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備をデザインする「ユニバーサルデザイン」(注1)の考え方を取り入れる必要があります。

(注1) 「ユニバーサルデザイン」とは、できるだけ多くの人(文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力を問わない)が利用できるようにデザイン(設計)するプロセスとその成果という考え方。

- 国は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保することを目的として、平成18年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)を制定しました。バリアフリー法では、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進と、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、北海道では、公共的施設のバリアフリー化に止まらず、交通環境、住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化や、地域福祉の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフト両面から総合的に福祉のまちづくりを進める観点から、平成15年8月に「北海道福祉のまちづくり条例」を改正しています。

- 本市は、平成9年3月に旭川市福祉の街づくり環境整備要綱(以下「環境整備要綱」という。)を改定し、多くの市民が利用する建築物、道路、公園等の施設を障がいのある人や高齢者など身体の不自由な人を含む、全ての市民が容易に利用することができるよう、施設の整備に関する指針を定めていますが、バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例が制定されたことで、内容が概ね重複している状況にあります。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題であり、市営住宅のバリアフリー

化をはじめ、障がいのある人が安心して生活できるような住環境の整備に取り組むことが必要です。

施策の方向

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共建築物、道路、公園等の生活空間のバリアフリー化を推進します。

具体的施策

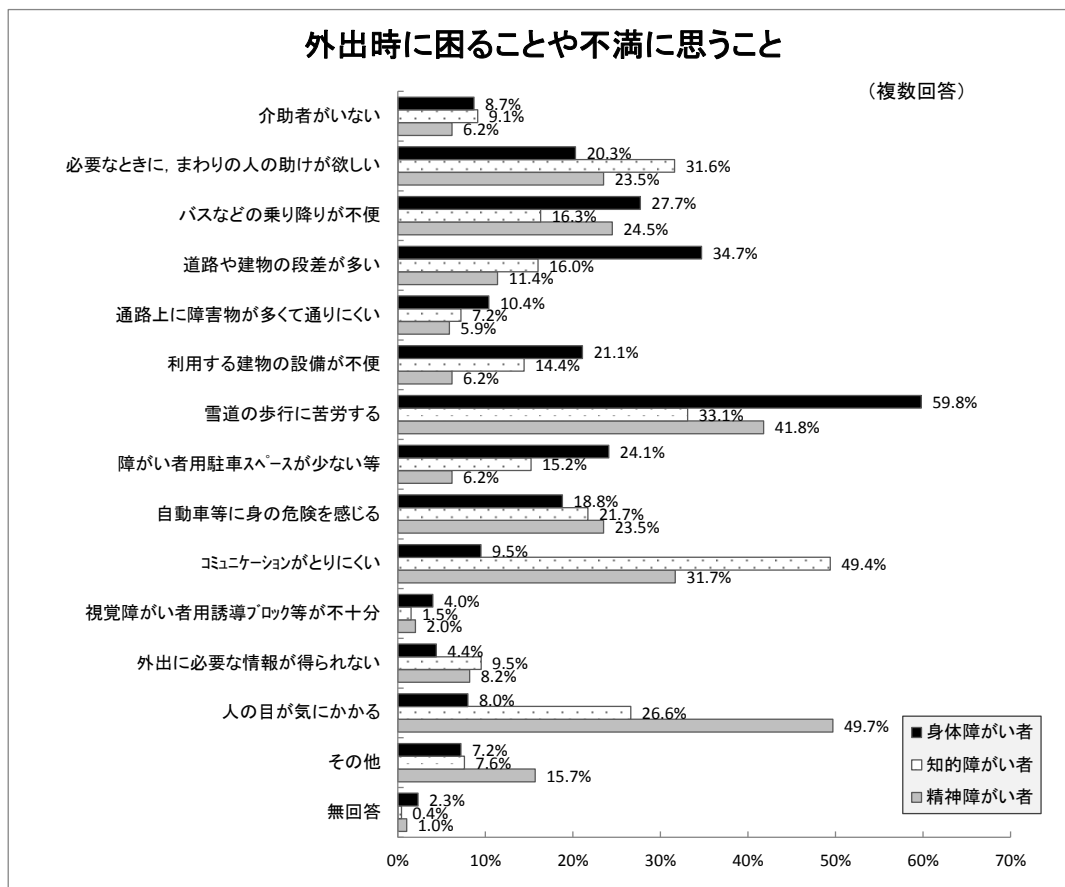
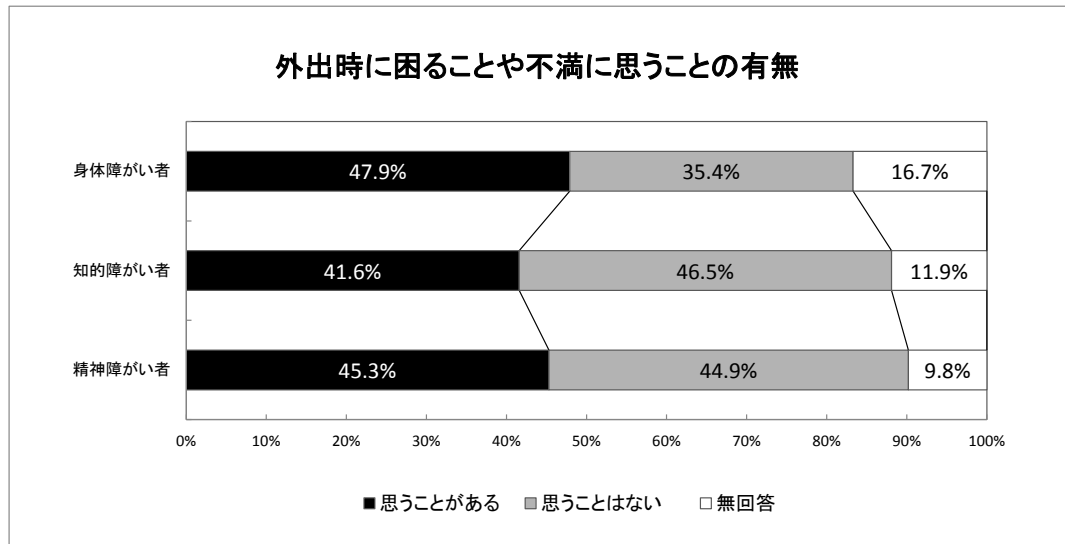
- (1) 市有施設のバリアフリー化
新設する市有施設のバリアフリー化はもちろんのこと、既存の市有施設については利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。新設する市有施設のバリアフリー化に当たっては、旭川障害者連絡協議会等関係団体の意見・要望等を聴き、必要に応じて現地での確認等を行います。
- (2) 住まいに関する相談・情報提供
障がいのある人や高齢者等が地域で安心して生活できるよう、住まいに関する相談体制の充実を図るとともに、バリアフリー化についての情報を提供します。
- (3) 日常生活用具給付における住宅改修
障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。
- (4) ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備
入居者誰もが安全で安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備を推進します。
- (5) 環境整備要綱の見直し
バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例が制定された中での、環境整備要綱の在り方や役割について検討し、見直しを行います。

2 障がい者に配慮したまちづくりの推進

現状と課題

- 障害者アンケート調査で外出時に困ることや不満に思うことの有無については、身体障がいのある人では「困ることや不満に思うことがある」が47.9%、知的障がいのある人では41.6%、精神障がいのある人では45.3%となっています。

- 外出時に困ることや不満に思うことの有無で「ある」と答えた人のうち、身体障がいのある人では「雪道の歩行に苦勞する」が最も多く 59.8%，次いで「道路や建物の段差が多い」34.7%，知的障がいのある人では「コミュニケーションがとりにくい」が最も多く 49.4%，次いで「雪道の歩行に苦勞する」33.1%，精神障がいのある人では「人の目が気にかかる」が最も多く 49.7%，次いで「雪道の歩行に苦勞する」41.8%の順となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上では、まち全体が障がいのある人にとって利用しやすいことが求められます。このため、道路や建物だけでなく、歩行空間、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続した環境の整備を図ることが重要です。また、自家用車を利用して移動する障がいのある人が、駐車場から施設まで円滑に移動できるような配慮も必要です。
- 一方、生活空間のバリアフリー化が不十分な場合に、よりきめ細やかに対応するためには、「人的な対応」を推進することも必要です。このため、ソフト施策を活用することにより、ハード・ソフトが一体となった総合的なバリアフリー施策を構築することが重要です。
- また、積雪・寒冷といった本市の地域特性などを踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に行動できる福祉の街づくりを推進することも重要です。

施策の方向

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備に努めます。

具体的施策

- (1) 市街地等のバリアフリー化の推進
旅客施設を中心とした一定の地域における道路、通路等におけるバリアフリー化を推進します。
- (2) 音響式信号機等の整備促進
視覚障がいのある人が安全で円滑に移動できるよう、音響式信号機の整備拡大を関係機関に要望します。また、市道の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を引き続き推進します。
- (3) 除雪等の推進
玄関前の間口部分の除雪に配慮する住宅前道路除雪事業を推進します。
また、市街地中心部、幹線道路、通学路等における歩道の除雪の充実に努めます。
- (4) 路上放置物や違法駐車等の排除
視覚障がいのある人や車いす使用者等の移動の妨げになる路上放置物や違法駐車等の排除について、関係機関との連携により、啓発・広報や注意指導に努めます。

(5) 低床バスの導入促進

障がいのある人等がバスを安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう、低床バスの導入促進に努めます。

(6) ハード整備を補完する「人的な対応」の促進

共に支え合う地域福祉を推進する観点から、ハード整備を補完する「人的な対応」について広く啓発します。

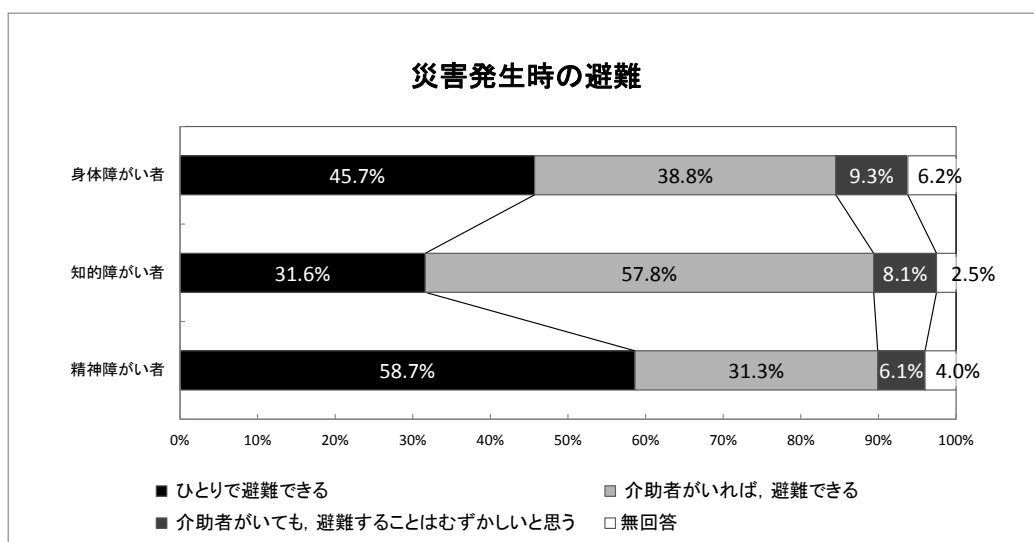
3 防災・防犯対策の推進

現状と課題

- 障害者アンケート調査で災害発生時における避難については、身体障がいのある人では「ひとりで避難できる」が最も多く45.7%、次いで「介助者がいれば避難できる」38.8%、「介助者がいても避難することは難しい」9.3%の順となっています。

知的障がいのある人では「介助者がいれば避難できる」が最も多く57.8%、次いで「ひとりで避難できる」31.6%、「介助者がいても避難することは難しい」8.1%の順となっています。

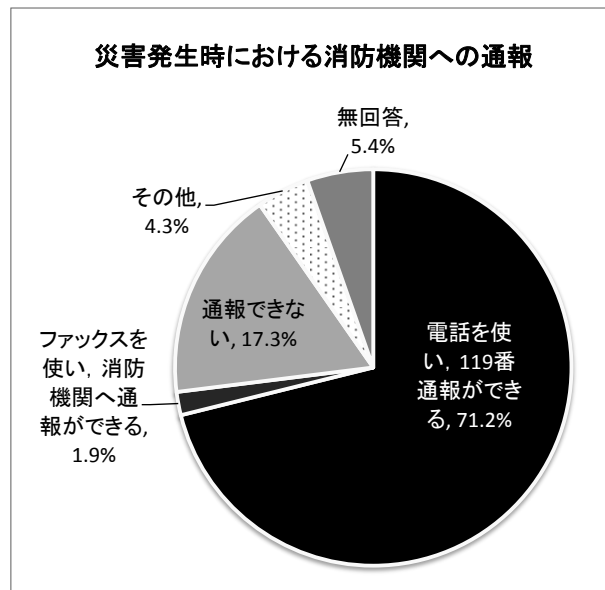
精神障がいのある人では「ひとりで避難できる」が最も多く58.7%、次いで「介助者がいれば避難できる」31.3%、「介助者がいても避難することは難しい」6.1%の順となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 身体障害者アンケート調査で災害発生時における消防機関への通報について

は、「電話を使い、119番通報ができる」が最も多く71.2%、次いで「通報できない」17.3%の順となっています。



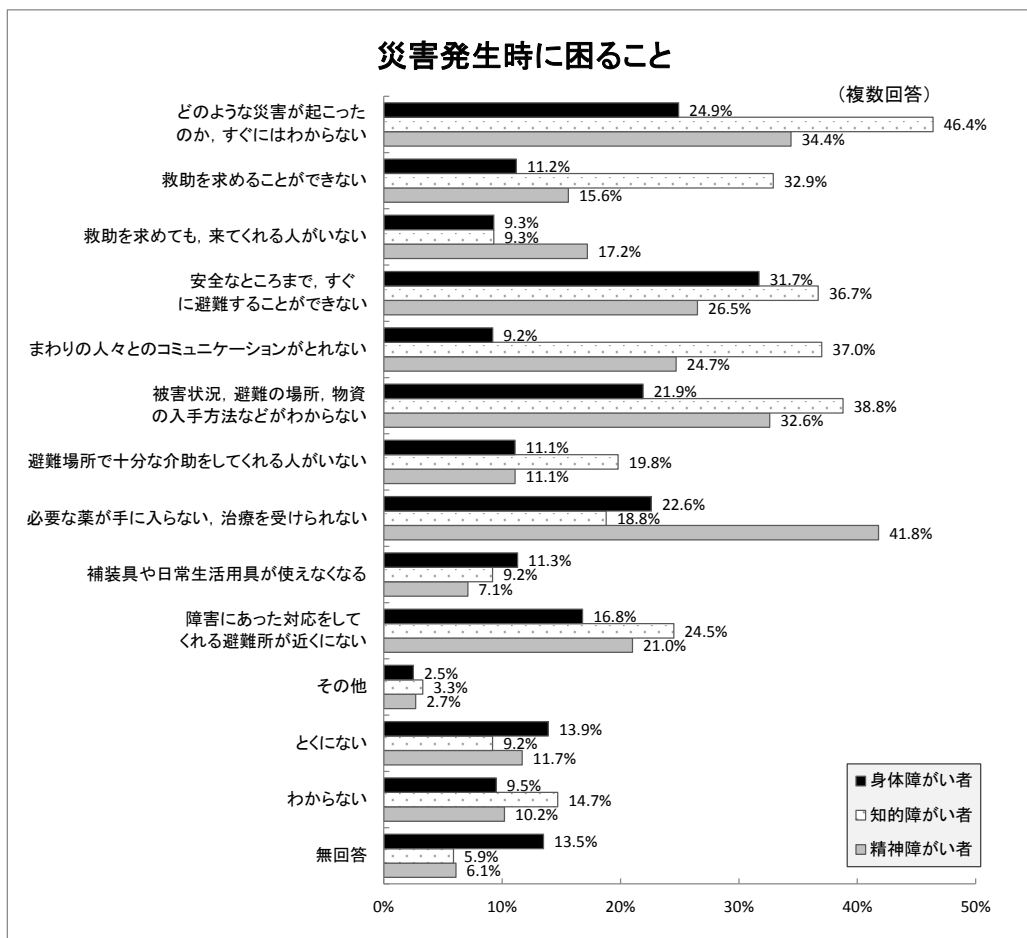
資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 障害者アンケート調査で災害発生時に困ることについては、身体障がいのある人では「安全なところまで、すぐに避難することができない」が最も多く31.7%、次いで「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」24.9%、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」22.6%、「被害状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」21.9%の順となっています。

知的障がいのある人では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が最も多く46.4%、次いで「被害状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」38.8%、「まわりの人々とのコミュニケーションがとれない」37.0%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」36.7%の順となっています。

精神障がいのある人では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も多く41.8%、次いで「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」34.4%、「被害状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」32.6%の順となっています。

こうしたことから、災害発生時には、障がいの特性に応じた細やかな対応が必要です。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 本市では、災害時の避難支援の手引として、平成22年3月、「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定しました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者による避難支援がなされるように、体制を整備することが求められています。

このことから、災害時に一人では避難が困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的として、本市が行う地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について広く市民の理解と協力が得られるよう、従来の旭川市災害時要援護者避難支援ガイドラインを、「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）」に改定しています。

- 大規模な災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難対策として、「避難行動要支援者名簿」を作成し、同意を得た名簿登載者の名簿情報を避難支援等に取り組み地域の自主防災組織、町内会等に提供して、平常時からの避難支援等の体制を構築することが重要です。

施策の方向

障がいのある人を災害や犯罪から守るため、地域の防災・防犯対策や緊急通報システムの推進など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを整備します。

具体的施策

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成（新）
地域の避難支援体制の構築を目的として、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者への情報提供を進めます。
- (2) 日常生活用具の利用促進
自動消火器，聴覚障がい者用通信装置などの防災・防犯関連の日常生活用具の利用促進を図ります。
- (3) 消防・警察機関への緊急通報制度の利用促進
障がいのある人等に対する災害時等の緊急通報システムを推進するとともに、FAX等による消防・警察機関への緊急通報制度の普及を図ります。
- (4) 詐欺事件や悪徳商法等の未然防止
振り込め詐欺や架空請求詐欺，悪徳商法などによる被害を未然に防止するための消費者教育や広報活動を推進します。

II 情報・コミュニケーション

1 情報提供の充実

現状と課題

- 近年 I C T（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。
また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。
そのため、障がい特性に対応した I C Tの利用の促進や、情報提供の充実のほか、点訳奉仕員や手話通訳者の養成など、身近なところでのコミュニケーションの支援に努める必要があります。
- 旭川点字図書館では、全国の点字図書館や公共図書館等からなる会員をネットワークで結ぶ「サピエ」に加盟し、全国のサピエ会員施設が所蔵する点字・録音図書の本誌情報やデータを保有する「サピエ図書館」を利用することができます。
- I C Tを利用することに不得手な障がいのある人については、これまでの情報提供に係る事業を推進し、必要な情報が確保されるよう配慮することも必要です。

施策の方向

I C Tの活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障がいによりデジタル・ディバイド（情報格差）が生じないように、既存の事業についても推進します。

具体的施策

- (1) 視覚障がいのある人への情報提供方法の拡充
視覚障がいのある人に対し情報を提供するに当たっては、内容や希望に応じて、文書の場合は点字化、音声コード化及び音声化、ホームページ等の場合は音声読み上げソフトへの対応などに可能な限り努めます。
- (2) 点字郵便物の充実
視覚障がいのある人への市の発送文書は、本人の求めに応じて封筒に点字入りのシールを貼付します。

- (3) 視覚障がいのある人への情報提供の推進
視聴覚ライブラリー等，障がいのある人へのサービスを引き続き推進します。

2 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには様々な社会環境が整備されることが必要ですが，対人コミュニケーションを十分果たせるよう支援することも重要です。
- 本市では，手話が言語であるとの認識に基づき，手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに，手話通訳者の確保や養成に努めることなどを内容とする条例の制定に取り組み，平成28年7月に「旭川市手話言語に関する基本条例」を制定しました。
- 聴覚障がいのある人には手話を使用しない方も多くいることから，文字や図により情報を提供したり，意思疎通の支援に当たって，要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣することも必要です。

施策の方向

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた体制の充実に努めます。

具体的施策

- (1) 「旭川市手話言語に関する基本条例」の制定（新）
「旭川市手話言語に関する基本条例」を制定したことを踏まえて，手話に係わる施策を推進するとともに，附属機関を設置して実施状況の点検等を行います。
- (2) 手話通訳者の派遣の推進
聴覚障がいのある人の自立や社会参加を一層促進するため，手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の充実に努めます。また，緊急時における手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。
- (3) 人材の養成
点訳奉仕員や朗読ボランティアなど，視覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材を養成します。

(4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション方法の啓発・普及の推進（新）

障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするために、障がいの特性に応じて、筆談，手話，読み上げなどによるコミュニケーションや，分かりやすい表現を使った意思疎通に配慮するといった，障がいに関する正しい知識の取得や理解につながる取組の啓発・普及を推進します。